

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会決議	本会議決議	備考
1	スマトラ沖大地震・大津波被害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき役割に関する決議案	溝手 顕正君 外6名	17. 1.21			1.21 可決	
2	日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的發展に関する決議案	溝手 顕正君 外6名	17. 3.8			3.9 可決	
3	京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議案	溝手 顕正君 外6名	17. 3.8			3.9 可決	
4	年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議案	溝手 顕正君 外6名	17. 4.1			4.1 可決	
5	政策評価制度の見直しに関する決議案	山口那津男君 外8名	17. 6.13			6.22 可決	

可決したもの

平成17年1月21日

スマトラ沖大地震・大津波被害に際し国際的支援活動において我が国が果たすべき役割に関する決議

昨年12月26日に発生したスマトラ沖大地震及びインド洋大津波は、被災国の人々をはじめ、我が国を含む世界中の多くの人々に甚大な被害をもたらした。

本院は、ここに、犠牲となられた方々とそのご家族に対し深甚なる哀悼の誠を捧げるとともに、被災された方々に対し衷心よりお見舞い申し上げます。あわせて、被災地における過酷な条件の下で懸命の支援活動に従事されている方々に対し心から敬意を表する。

今回の大地震・大津波により最も大きな被害を受けたのは、アジア諸国である。本院は、アジアの一員である我が国にとって、アジアにおける大災害は我々自身の問題でもあると

認識し、緊急支援、並びに被災国の一刻も早い復旧復興のために最大限の支援の手を差し伸べることが、我が国の重大な責務であることをあらためて確認する。

よって政府は、資金協力、人的貢献、知見活用の各般において、既に実施している緊急支援に加え、国際社会との協調の下、社会基盤への深刻な打撃を受けた被災国の中長期的な復旧復興につながる支援に全力を傾注するとともに、国際社会の支援活動において積極的かつ主体的役割を果たすべきである。

また、今回の災害を教訓として、我が国における津波予知を始めとする防災体制の整備に全力を挙げるとともに、インド洋津波早期警戒メカニズムの構築を始めとする防災対策など多様な支援に関する国際的取組にも、今後とも積極的に貢献すべきである。

右決議する。

平成17年3月9日

日露通好百五十周年に当たり日露関係の飛躍的發展に関する決議

1855年に日魯通好条約が調印され、両国の間に公式な関係が樹立されるとともに、択捉島とウルップ島の間には両国の国境が平和裡に画定された。同条約の調印から、本年は150周年に当たる。日露両国の先人は、粘り強い交渉を通じて信頼関係を構築し、この日魯通好条約に調印したが、以来150年の両国間の歴史を想い、国民とともに深い感慨を覚える。

日本とロシアは、両国の利益に合致した隣国として真の安定的な平和友好関係の構築に向けて尽力すべきであり、日露関係をその潜在力に見合ったレベルに引き上げることが必要である。

しかしながら、戦後60年の節目の年に当たる今日なお、北方領土問題が解決せず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。政府は、日露通好150周年という歴史的に重要な節目の年に当たり、ロシアとの間で幅広い分野での協力を進めるとともに、全国民の悲願にこたえ、歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、平和条約締結交渉を具体的かつ実質的に前進させ、日露関係を大きく発展させるため、最大限の努力を継続すべきである。

右決議する。

平成17年3月9日

京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議

地球温暖化現象が、21世紀における最も深刻な問題の一つとなる中で、国際社会の十数年に及ぶ努力の結果、京都議定書は、2005年2月16日に発効するに至った。このことは、我が国が地球温暖化防止京都会議（COP3）の議長国として一定の役割を果たすことが

できたばかりでなく、国際社会、未来世代にとっても大変喜ぶべきことであり、実に画期的な出来事である。我が国は、速やかに「京都議定書目標達成計画」を策定・実施の上、京都議定書締約国会議（COP/MOP）において主導的役割を果たし、各国における合意内容の履行に向けて、最大限に効果的、積極的な推進を図るべきである。また、同時に世界最大の温室効果ガス排出国である米国に対し改めて参加を促すべきである。

今後の地球の気候安定化を目指すためには、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の評価報告書が指摘するように、温室効果ガス排出量を半分以上削減することが急務であるが、京都議定書後の2013年以降の削減約束は未だ国際合意に至っていない。我が国は、この度の発効を契機に京都議定書以後の新枠組形成に向けて、人類益の視点から積極的に国際的なリーダーシップを発揮すべきである。

新枠組の交渉においては、早期に新たな国際合意を目指し、米国、そして中国、インドを始めとした途上国を含む世界各国が参加できる共通の枠組の構築に向けて、京都議定書の国際合意を踏まえつつ、より実効性の高いスキームになるように最大限努力するとともに、地球の気候安定化が一層効果的に進むことを強く訴えるものである。

右決議する。

平成17年4月1日

年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議

本格的な少子高齢社会の進展の中で社会保障制度は深刻な状況にあり、年金をはじめとする社会保障制度に対する国民の不安・不信は根強いものがある。この事態をわが国社会の将来を左右する重大なことと受け止め、国民の信頼と安心を確保するための改革を実現することが政治の責任である。

この改革は一刻の猶予も許されないものである。出生率、経済財政情勢、産業構造、雇用構造など時代の大きな変化に適確に対応すべく、過去の経緯などにとらわれず、議論に必要な論点を国民に提示し、あらゆる観点からの議論を尽くし、社会保障制度改革なканずく年金制度改革について、その実現のため全力を傾注しなければならない。

本院は、右の認識・決意にたって、国民の負託にこたえ国会の責任を果たすべく、新たに全会派参加による「両院合同会議」を設けることとする。そこでの議論は、議員間の論議を中心に各党の利害を超えて真摯に行い、すべて国民に公開するものとする。また、集中的・効率的に議論し、まず年金制度改革に関して各党が論点・目指すべき姿・施策について提起して議論を進め、今秋までに改革の方向付けを行い骨格の成案を得ることを目指すこととする。

政府は、この議論が円滑、効率的に行われるよう協力するとともに、この議論を尊重すべきである。

本院は、この議論を通じ、年金・社会保障制度改革の実現に最大限の努力を行う決意であることを全国民に表明する。

右決議する。

平成17年6月22日

政策評価制度の見直しに関する決議

本院では、政策評価制度の導入当初からその重要性にかんがみ、政策評価の在り方等について議論が行われてきた。

議論の中では、政策評価制度は一定の進展が図られているものの、必ずしも政策評価結果が有効に活用されていない場合もあることから、政策評価制度を充実・発展させていくためには、政策評価と予算等の連携強化、政策評価の客観性の確保、無駄が多いと指摘されている特別会計の見直しに向けた政策評価の活用の強化などが課題であると指摘されている。

現在、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行後3年が経過し、政策評価制度の見直しの時期を迎えている。よって政府は、効果的・効率的な行政を推進するとともに、国民への説明責任を徹底するため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、政策評価の質の向上を図るとともに、政策の企画立案や予算への適切な反映を始めとして、政策評価結果の一層の活用に努めること。
- 二、政策評価を踏まえた予算の作成に資するため、政策、施策、事務事業などの政策体系をあらかじめ明示した上で評価を行うこと。また、新規事業等については、事前評価を積極的に行うとともに、事後評価の徹底に努めること。
- 三、政策評価結果を反映した政策の実現に資するため、政策評価の重点化・効率化を図り、制度改正が必要な政策や複数府省に関係する重要な政策等については、適時的確に評価すること。
- 四、政策評価の客観性を確保するため、政策目標の数値化に一層取り組むとともに、外部からの検証が可能となるよう、評価に当たって前提としたデータや評価手法等の公表を徹底すること。
- 五、政策評価の実効性を高めるため、政策評価と予算、決算の連携強化を図るとともに、総務省及び財務省間の連携を密にし、会計検査院との積極的な情報交換に努めること。
- 六、国民への説明責任を果たすため、政策評価結果を国民に分かりやすく伝えるとともに、政策評価の取組等の広報活動を積極的に行うこと。

右決議する。